

## 事故発生防止（リスクマネジメント）のための基本指針

社会福祉法人北斗（以下「当法人」という）は、リスクマネジメントを特に介護における事故発生防止のため、事故防止対策に関する指針を定める。

### 1. 事故発生防止のための基本的な考え方

質の高い介護保険サービスを提供するために、常にその提供するサービスに対して常に改善を行い、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故発生防止（リスクマネジメント）に努め、施設の保全について計画的に取り組む。事故が発生した場合には、速やかに適切な対応を行ない、また事故を未然に防ぐために知識の習得に努める。

### 2. リスクマネジメント体制整備

ヒヤリハットや事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故防止（リスクマネジメント）委員会においてその内容について検討する。

### 3. 事故防止（リスクマネジメント）に向けた体制

#### ① リスクマネジメント委員会の設置

事故防止の推進に向けて「リスクマネジメント委員会」を設置する。

#### ② リスクマネジメント委員会の構成員

安全対策担当者（外部研修を受講した者）他、必要と認める者にて構成する。

#### ③ 委員会の開催

概ね1か月に1回程度、定期的に開催する。その他、必要に応じて開催する。

### 4. 職員研修に関する基本方針、介護事故発生防止のための取り組み

事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、事故防止に関して、原則年2回以上の職員研修を実施します。また新規採用者には採用時に実施する。

### 5. 事故発生時の対応に関する基本方針

利用者への対応・事故処理等、介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、利用者に対し必要な処置を講じる等、（状況に応じて、市町村、利用者の家族等に連絡を行う）速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対応するため、損害賠償保険に加入する。

附則

本指針は、2021年10月1日から適用する。